

平成29年 7 月11日

## 第43回指定都市市長会議（第2部）

午後 3 時45分開会

○事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第43回指定都市市長会議（第2部）を開催させていただきます。

指定都市市長会事務局長の鈴木でございます。午前中の第1部に引き続きまして、よろしくお願ひいたします。

本日の資料につきましては机上に配付しておりますが、左側には先ほど行われました各部会からの報告資料を、右側には本日の議題で御議論をいただく資料を置いておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、市長会議（第2部）につきましては、熊谷千葉市長、高島福岡市長におかれましては公務のため御欠席、また堺市は副市長に代理出席いただいております。

なお、田辺静岡市長は公務のため若干遅れられるとの連絡がございました。

ここで報道の方にお願ひいたします。これ以降につきましては、記者席の方からの取材ということでよろしくお願ひいたします。

それでは、会議に入りたいと存じますが、指定都市市長会規約第9条第5項によりまして、会長が議長になることになっておりますので、林会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○横浜市長 それでは、規約に従いまして、会議の議長を務めさせていただきます。

皆様の御協力のおかげで、午前中の市長会議第1部、そして高市総務大臣との懇談会を無事に終えることができました。本当に御協力ありがとうございます。本日の最後の会議となる市長会議の第2部につきましても、どうぞよろしくお願ひします。

大変短いのですが、会議時間が1時間となっておりますので、何とぞ御協力をお願いしたいと思います。

それでは、早速議題に入ってまいります。

初めに、「(1) 望まない妊娠/計画していない妊娠や出産で悩む人々への十分な対応をはかる体制整備に関する指定都市市長会要請（案）」についてでございます。熊本市からの御提案ですので、提案者である大西熊本市長より御説明をよろしくお願ひいたします。

○熊本市長 ありがとうございます。今回、望まない妊娠、計画をしていない妊娠や出産で悩む人々への十分な対応を図る体制整備に関して提案をさせていただきたいと思いま

す。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、今回の提案趣旨でございますが、本市の民間病院に「こうの通りのゆりかご」が開設をされてちょうど10年間たったところでございますが、この10年間に130件の預け入れがございました。このうち、父母等の居住地が不明なものを除いて、熊本県内からはわずか10件ということで、残りの89件は熊本県以外の預け入れとなっているところでございます。また、同病院、慈恵病院と申しますが、慈恵病院には妊娠に関する悩み相談が平成28年度だけでも6565件寄せられておりまして、そのうち熊本県外からの相談が4436件、67.6%となっております、特に直近の3カ年は著しく増加をしているところでございます。

このように、これまでに預け入れられた人数や相談件数から、望まない妊娠や計画していない妊娠など、さまざまな事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることがうかがえます。この「ゆりかご」につきましては、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置をされたものでありますけれども、この「ゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産、あるいは長距離移動等により母子の生命に危険が生じることが大変重い課題となっているところでございます。

このようなことを踏まえて、「ゆりかご」にかかる事例でも、事前の相談により預け入れを回避できた例もありますことから、指定都市を初めとした全国の自治体において相談、支援体制をさらに充実させていく必要があると考えております。このほかにも「ゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、子どもが成長していく中でさまざまな支障が生じることや、子どもが自らの出自を知る権利が損なわれること等増えの懸念もございます。今後は、生まれてくる子どもの自らの出自を知る権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考慮しながら適切な社会制度の構築、新たな法整備の検討が必要であると考えております。

「ゆりかご」開設後の10年間で明らかになってきたさまざまな課題は、一地方自治体、また一民間病院のみで解決できるものではございません。このため、全国からの相談や預け入れが昼夜を問わず行われていることを踏まえて望まない妊娠や計画していない妊娠、出産で悩む人々が相談しやすいように、24時間365日対応の電話及びメール等、相談窓口を国において整備して、その周知を行うこと。次に、指定都市を初めとした自治体において、妊娠や出産に関する相談体制の整備強化に向けた積極的な取組を推進することができ

るよう、相談体制の整備及び人材育成にかかる経費など十分な財政的支援を行うこと。それから、望まない妊娠や計画していない妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、諸外国で導入をされております内密出産制度や類似の制度に関する調査を行い、我が国に適した法制度の整備について速やかに検討を開始すること。この3点を国に対して要望するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○横浜市長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの大西熊本市長からの御提案について、皆様の御意見を頂戴したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 どうもありがとうございます。それでは、原案のとおり決定します。要請活動については、大西熊本市長に一任させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○熊本市長 では、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○横浜市長 ありがとうございます。

それでは、次の議題の2に移ります。「(2)「2025日本万国博覧会」の大阪・関西誘致を応援する指定都市市長会決議(案)」でございます。

この決議案でございますが、これは役員会からの提案ですので、私が代表して御説明をさせていただきますと思います。

この決議文を御提案する趣旨でございますが、現在、大阪市を開催地とする2025日本万国博覧会の誘致実現を目指した活動が進められております。私たち指定都市市長会のメンバーである大阪市で万博が開催されることになれば、大阪市はもちろんのこと、国際社会における日本の存在感をより一層際立たせ、日本社会全体の活性化につながっていくことが期待されます。

今年、4月24日にパリの博覧会国際事務局本部で立候補表明文書が提出されました。また、6月14日には、吉村大阪市長自らがパリに赴かれ、プレゼンテーションに参加してい

らっしゃいます。現在は、来年11月の博覧会国際事務局総会での開催地決定に向け、政府を中心にオールジャパンで誘致に向けた誘致提案書が作成されており、今年秋以降にも博覧会国際事務局に提出される予定です。

現在の立候補国は4か国であり、誘致に向けた国際的な活動が今後行われていきますが、現時点のタイミングで指定都市市長会が応援決議を行うことで国内の機運醸成につながるのと同時に、誘致活動に一層の弾みをつけていただきたいと思います。日本の大都市、指定都市が持つ総合力を世界に向けて発信する絶好の機会でありまして、指定都市20市が1つになって「2025日本万国博覧会」の大阪誘致実現を応援していきたいと思っておりますので、是非とも皆様の御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの私の御説明につきまして御意見を頂戴したいと思います。皆様、御賛同でよろしいですか。

○京都市長 2020年の東京オリンピック・パラリンピックも政令指定都市が率先して誘致決議を上げました。是非共々に頑張っていきたいなと思っております。

同時に、地方自治体は二元代表制ですので、それぞれの地方議会でも決議が上がっていくということで盛り上がっていくことが非常に大事だと思いますので、そうしたことも、それぞれの都市の事情はあろうかと思っておりますけれども、推進できたらいいなと思っております。よろしく申し上げます。

○横浜市長 ありがとうございます。大変すばらしい御意見だと思います。皆で大阪市を応援してまいりたいと思っております。

吉村市長、一言何かございましたら申し上げます。

○大阪市長 大阪市長の吉村です。

本日は指定都市市長会からの、まさに力強い応援の決議をお願いしているところであります。2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、引き続いて2025年に大阪・関西で万博を実現する。これは国際社会における日本そのものの存在感をより一層世界に示す、日本経済全体の成長に資する非常に重要なものであると思っております。

テーマにつきましても、「いのち輝く未来社会のデザイン」ということで、健康とか命とか生活とか、そういったものに最新の技術、イノベーションを組み合わせる新たな価値

観を生み出していく、本当におもしろい万博を是非実現したいと思っています。

今年の4月に日本として正式に立候補いたしました。6月には、先ほど会長からもお話がありましたけれども、プレゼンテーションを行い、私も参加させていただきました。日本以外で言うと、フランス、ロシア、アゼルバイジャンが立候補しています。パリでいろいろ話を聞くと、やはりいずれも強国で非常に厳しい誘致競争になると認識しています。それを勝ち抜くためには、当然日本の国としての万博ではあるんですけども、自治体としても、団結して誘致しているんだということを世界に知らしめるということも非常に重要なことだと認識しています。

ですので、この誘致の実現に当たって、指定都市市長会で是非決議いただきたいですし、日本国内での機運醸成を高めていきたいと思っています。大阪・関西、地元でやっていくのは当然ですけども、指定都市は力がありますので、それぞれの都市においても、これは国を挙げてのイベントですから、機運醸成に是非お力添えをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは他に御意見はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 それでは応援決議につきましては原案のとおり決定します。本当に全会一致で強力に応援していくということでございます。ありがとうございます。

それでは、議題の3に移らせていただきます。「(3)まちづくり・産業・環境部会からの提言(案)」についてです。

3件の提言が提案されておりますので、部会長の大森岡山市長より御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○岡山市長 まちづくり・産業・環境部会といたしましては、従前にまちづくり関係と産業関係の提言をまとめさせていただきました。今回は環境分野における提言でございます。

実は現在のところ、原油価格も安定しているということで、省エネや代替エネルギーの取組が大きく取り上げられていない状況ではありますが、やはりこの問題、指定都市としては訴え続けていかなければならないという認識に至っております。特に地球温暖化は待ったなしの課題であり、指定都市が率先して進めていく必要があるという認識に立ってお

ります。

資料3でございますが、これはなかなか進まない中小企業等への省エネ設備の普及促進についての提言でございます。

資料4ですけれども、これは現在、水素ステーションの設置が大都市圏域の整備が中心になっているというのをもう少し全国的な整備に広げる必要がある、そういう意味での水素社会の早期実現に向けた提言でございます。

最後に、資料5でありますけれども、スマートコミュニティの構築でございます。これは初期投資が相当多額になってまいります。国からの支援が必要であるといったことなどを整理させていただいております、スマートコミュニティによるまちづくりの必要性について整理をさせていただいております。

本日御承認いただければ、8月上旬に提言活動を行わせていただきたいと思います。以上です。

○横浜市長 御説明ありがとうございました。まとめて3つの提言についてお話を頂戴いたしました。これについて、どの順番でも結構でございます。意見がございましたら頂戴したいと思います。よろしければ、この提言でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 どうもありがとうございます。それでは、3件の提言につきましては、原案のとおり決定します。大森岡山市長におかれましては要請活動をよろしくお願ひしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 それではよろしくお願ひします。なかなかテンポよく進んでお願ひして、どうもありがとうございます。

次は報告事項(1)ですが、まず初めに各部会からの報告を頂戴したいと思います。

それでは、「総務・財政部会における検討状況について」、部会長の久元神戸市長より御報告をお願いいたします。

○神戸市長 資料6を御覧いただければと思います。

1つの検討テーマは、地方への財源の新たな再配分の仕組みの検討です。東京都、それから23区に非常に税が集中しております、前にもお話をいたしましたけれども、1人当

たりの基金の残高は、23区は指定都市の平均の4倍ありまして、一方で、起債残高は政令指定都市の方が10倍あるというお話をいたしました。これは26年度の数字ですけれども、27年度はわずか1年間でこれが5倍に拡大しまして、それから起債残高は12倍に拡大している。わずか1年間でそれぐらい集中しているわけです。

こういうように、東京に税が集中するというのは担税力、すなわち富がそれだけ集中しているということですから、やはりそういう仕組みの背景にあるようなメカニズム、あるいはそれを可能にしている税財政制度というものもきちんと検討して、これは非常に難しい問題なんですけれども、何らかの対応策が検討できないかということを総務部会で本日から実質的に議論をいたしました。初めから何らかの対策を決め打ちするのではなくて、その辺の基礎的なデータや制度をよく検証して、方策を検討していきたいと思っております。

2番目が固定資産税ですけれども、これは基幹税なのですが、非常に複雑な評価基準に基づきまして、家屋の評価が行われております。そのためにたくさんの職員が関わっておりますけれども、行財政改革で職員をどんどん減らしておりますから、職員の現場の負担が相当過重なものになっております。従いまして、この評価基準を何らかの方法で簡素化できないかという検討を本日から始めることにしております。非常に実務的な話ですので、総務・財政部会構成市の担当でワーキンググループを立ち上げまして、それを基に総務・財政部会の市長で議論し、一定の方向性が出れば市長会にお諮りをしたいと考えております。

3番目は報告ですけれども、資料6（参考1）を御覧いただければと思います。

所有者の不明土地対策の推進につきまして、提言をおまとめいただきました。この提言につきましては、この資料6の5ページまでがこの前議論をいただきました提言の内容ですけれども、いろんな新聞でもこの問題を取り上げておるんですけれども、6月15日の日経新聞は社説で『『迷子の土地』生かす法制度の整備急げ』ということで、最後の方に政令市長で構成する指定都市市長会は、不動産登記の義務化や相続登記の税負担の減免を国に求めている。政府は、この点も真剣に検討してほしいと取り上げていただいております。一定の発信をすることができたのではないかと考えております。

そのうえで、別途資料を追加配付しておりますが、5月30日に林会長が指定都市全体の要望を菅官房長官に要請されました。これを受けまして直ちに菅官房長官は、翌日の国、地方協議の場で、特に所有者不明土地の問題は極めて大きな問題になっていますので、政

府としてもしっかりと対応したいと思えますと発言されました。その後、非常に素早く政府は対応していただきまして、6月9日の骨太の方針2017の中で、7ページを御覧いただければと思いますが、所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地、空き家等の有効活用につきまして、政令指定都市の提言を含む形で検討を行いまして、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すということを明言していただきました。

その後、これをさらに確実なものとするために、8ページですけれども、私から石井国土交通大臣、それから盛山法務副大臣にも要請をいたしまして、確実に法制度を実現していただくように要請しているところです。是非これを次の国会で法案の提出をしていただいて、法制化を進めていただければと思っておりますし、法案の内容の情報につきましては、しっかりとウォッチをしまして、また必要な要請も行っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○横浜市長 御説明ありがとうございました。

今の御報告について、各市長から御意見、御質問はございますでしょうか。

○岡山市長 東京一極集中の話ですが、数年前に地方消滅等々の話題が出て、企業の本社移転等が行われるときに、税制上の優遇措置を講じる拠点法などが整備されているわけですが、実際上はほとんど機能していない。今年も新しい人口動態の調査を見ますと、東京が七、八万増えているということで、一極集中の波が全然減退、減少しているわけではないというように思います。そういう面では、今回、ここで神戸市長がお話しされた担税力の問題、こういう視点からも是非掘り下げていただいて、東京一極集中の是正にどうやって歯どめがかけられるのか、是非議論を深めていただきたいと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。

久元市長、これは先ほど部会でも議論になりましたので、コメントをいただいているんですか。

○神戸市長 これは非常に難しい問題なので、指定都市市長会でやるのが適切かどうかという議論もありましたけれども、例えばほかの地方三団体はメンバーも非常に多様です

し、数も多いですし、これを掘り下げることができるとしたら、指定都市市長会とまでは言わないんですけども、指定都市市長会は政策的な議論もこれまで積み重ねてきておりますので、これは非常に難しい問題ですけども、是非議論をすべきではないかということと、これはなかなか答えを見出しがたいような面もありますので、少し時間をかけて腰を据えて議論した方がいいのではないかということとか、先ほども申し上げましたけれども、こういうふうに集中するメカニズムとか制度というのがどの辺にあるのかということをしつかり議論すべきではないかというような議論がありまして、非常に難しい問題ですけども、じっくりと取り組んでいきたいと思っております。

○横浜市長 今、久元神戸市長もおっしゃいましたが、例えばデータを出すにしても非常に難しい問題がありますので、今度は時間をかけて取り組もうという結論になりましたので、よろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

その他に御意見はございますか。

それでは次に、「社会保障・文化・教育部会における検討状況について」、部会長の松井広島市長より御報告をお願いいたします。

○広島市長 それでは、社会保障・文化・教育部会での議論について御報告いたします。

お手元にはA4縦の社会保障・文化・教育部会における議論を配付しておりますので、御覧いただきたいと思えます。ちなみに、資料7ということがございます。

検討テーマは「意欲ある全ての者への学習機会の確保について」でありますけれども、資料の中ほどに議論の内容等としてお示ししておりますように、第4回で提起されました主な課題であるさまざまな取組により一定の成果は見られるものの、支援の場等に参加できない、参加しても長続きしない子どもが存在し、その主な要因としては保護者の考え方や生活環境等が子どもの意欲を引き出すことを阻害していることなどが考えられるということ踏まえまして、今後必要と思われる施策及び実施に向けた今後の進め方について協議をいたしました。

主な意見といたしましては、第5回での意見集約の概要として記載しておりますように、保護者の考え方等が原因で支援の場に参加できない子どもについては、家庭事情や生活環境等の的確な把握が必要であり、そのプラットフォームとして学校を位置づけるべき

である。そのためには、スクールソーシャルワーカーや児童生徒支援専門教員といった人材の配置、拡充、定数化によって支援対象の子どもへの気づきと情報の共有を図る必要がある。当該子どもと保護者とを一体的に支援する場、例えば地域の茶の間等の居場所づくりや学習支援等も重要であって実際に成果を上げている。より多くの子どもを支えるため、拡充が必要である。

こうした家庭事情や生活環境等の的確な把握、子どもと保護者を一体的に支援する工夫にフォーカスした施策のシステム化が必要不可欠であり、そのシステム構築の要は人材の確保、育成、さらには実施場所の確保にある。学校がプラットフォームとして機能するためには、教員が子どもと向き合う時間の確保も重要である。県費移管が実現し、国が働き方改革を打ち出したこの機会を捉え、教員の負担軽減についてももしっかり取り組む必要があるといった意見がありました。

今後の進め方でありませけれども、家庭事情や生活環境等の的確な把握、子どもと保護者を一体的に支援する工夫を含めた施策のシステム化に向けて、今後も指定都市が連携協力して取り組んでいくとともに、システム構築の要となる人材確保に当たりましては、人材の必要性、有用性の一層の周知を図ること、雇用条件を整備すること、そして資質、能力向上のための研修制度の確立をすること等について、関係省庁が積極的かつ横断的に関与し、また国が適切な措置を講ずることを要望することとして、次回の部会において国への要請案を協議することといたしました。

私からの報告は以上でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。この縦長の資料7-1、横長の資料7-2も大変よくできており、ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告について御意見、御質問がございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

○名古屋市長 これはいつも言っておりますけれども、そう難しくないんですけれども、アメリカ型のいわゆる常勤の専門職により子どもさん、親の面倒を見る。今、名古屋ではそういった専門職が約100人に増えておりまして、平成26年度以降相談相手になった児童・生徒数がもうすぐ5,000人になりますけれども、件数でいくと2万件を超えると思います。教員側も、これがいいんだということがようやくわかってきたという状況ですの

で、毎年言っておりますけれども、どなたか是非名古屋に見においでになりまして、いつでもその状況を見ていただけますので、お待ちしております。

これでやられるのはいいですけれども、アメリカ型でいくと学校の先生に2種類あるわけです。教科を教える人は半分しかいない。あとの人は、大きくなったら何になるのか、体が不自由だけれどもこうだとか、親が離婚したけどこうだとか、そういう人たちが半分いるわけです。向こうの教育学部で養成していますね。教育学部の先生も実は半分ずつなんです。だから、日本でやる場合は養成からやらなければならないため試行錯誤して大変ですけれども、名古屋は苦しみながらやっており、まださらに増やしていくという状況で、これについては一銭も財源を惜しまないということでやっておりますので、是非提言の中に入れてもらいたい。問題は子どもさんがどうかということなので、一遍是非おいでいただいたらどうかなと思います。

この間、静岡県知事が初めて見に来られ、彼はすばらしいと言っておられました。以上でございます。

○広島市長 今の名古屋の河村市長のお話ですけれども、きょうの議論の場でも、名古屋での措置状況が予算規模といい、体制整備といい、加速度的に延びておりまして、我々が自治体でやっているときに考えられないくらいの制度拡充がされているので、どこが手品かなということ、是非勉強したいと思っておりますので、どういった工夫をされているか教えていただき、いいところは真似させていただきたいと思っています。よろしく願います。

○名古屋市長 減税してもなおだね。減税しているからこそとも言えます。

○広島市長 ということでございます。

○横浜市長 どうもありがとうございます。例えば、川崎市の支援専任教諭の定数化とか、横浜市でも取り組んでおりますが、今、河村名古屋市長もおっしゃった、授業を受け持つのではなく、教室を出ていってしまうお子さんなどをケアする児童支援専任教員の配置、また、スクールソーシャルワーカーの充実など、それぞれの市でも頑張っています。今おっしゃったような、思いっきり予算をシフトした取組方法については、一度勉強に伺

いたいと今日改めて感じました。もし良かったら、今後、指定都市市長と一緒に伺ってもよろしいかと思えます。

その他に御質問はございますか。よろしいですか。

松井広島市長、どうもありがとうございました。

それでは次に、「まちづくり・産業・環境部会における検討状況について」、部会長の森岡山市長よりお願いいたします。

○岡山市長 先ほど環境分野への提言は御承認をいただきましたので、資料8を御覧いただいて、ここでは産業分野での提言活動についての御報告をさせていただきたいと思えます。

4ページ、5ページであります。この2点について関係省庁に行ってまいりました。

スポーツコミッションへの継続的な支援、またスタジアム、アリーナ整備など民間の資金をお願いする場合に税制上の優遇措置がとれないか。また、23区以外のベンチャー企業等に対して投資をする場合、そういったときの優遇税制が創設できないかということで、関係省庁に行ってまいりました。

全体的によく話は聞いていただいたと思えますが、特にこの場でも議論がありましたスタジアム、アリーナ等に民間の資金を導入する場合の税制上の優遇措置、今、優遇措置そのものは非常に狭く解釈をされております。試験研究とか一部のものに限られているわけなので、もう少し広げてほしいということに対しては、文科省等々、非常に好意的ではありましたが、厳しい財政当局、これからどのようにしていくのか、注視していきたいと思えます。以上です。

○横浜市長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告について御意見、御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

では、次に各プロジェクトからの御報告を頂戴したいと思います。

初めに、「子育てに優しい社会実現プロジェクトにおける検討状況について」です。担当の秋元札幌市長よりお願いいたします。

○札幌市長 それでは、子育てに優しい社会実現プロジェクト会議の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

資料9を御覧いただきたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、2ページ目でございます。先般、広島で行いました第1回の会議におきまして、取組テーマの内容に関する御意見がありましたことを受けまして、修正案を検討して、記載のとおり文言の変更をすることを今日の会議において確認いたしました。

具体的には、当初「誰もが希望するかたちで」というところを「誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育てに優しい社会の実現」という普遍的な表現に変えております。加えまして、3ページ目でございますけれども、今回の第2回の会議におきましては、御覧の4つの検討項目ごとに現状、課題、目指すべき姿、今後国に期待する役割などにつきまして、参加の各市からいただいた御意見を取りまとめ、報告をさせていただきます。

4ページ目以降に、現在の取組状況、課題、それから目指すべき姿、国へ期待する役割などを整理させていただいております。

例えば、4ページの保育人材の安定的な確保ということでございますけれども、各都市におきまして、現在さまざまな取組を行っているところでありますが、それにもかかわらず、依然として給与面や労働環境などが課題となっているところであります。この課題に対しまして、国に期待する役割としては、保育士のさらなる処遇改善への財政支援や人材確保に向けた仕組みの構築などを挙げております。

次ページ以降の3項目につきましても、同様に現状や課題を整理いたしまして、それぞれ国に期待する役割として、必要な財源や取組を進めるための仕組みの見直しなどが考えられるのではないかという検討状況を御報告申し上げ、今後の提言作成に向けて特に考慮すべき点、さらには取り上げるべき具体的な事柄につきまして議論を行ったところでございます。

その中で保育人材の確保につきましては、いずれの市も重要と捉えており、処遇改善や養成機関を含めた人材育成の仕組みへの支援といったものを国に要請してまいりたいと考えております。

放課後児童のニーズも増加をしております、人材、さらには場所の確保といった観点で国へ財政支援を求めているかがか。さらには、骨太の方針を受け、年内にも国がまとめる子育てに関する政策の方向性といったものも注視しながら、提言をまとめていく必要が

あるだろうといった御意見をいただいたところであります。本日の議論を踏まえまして、各都市から出された提言に関する御意見を精査しながら検討を進め、現場の実態を反映した効果的な政策提言の案を作り上げていきたいと考えております。

今後は、事務レベルで引き続き協議を行わせていただきまして、12月のプロジェクト会議において提言文案をまとめた上で、指定都市市長会議においてその内容をお諮りしていきたいと考えているところでございます。

報告は以上であります。

○横浜市長 ありがとうございます。

ただいまの御報告に関して御意見、御質問を頂戴したいと思います。

今お伺いしておりましたが、まさに私ども指定都市が抱えている喫緊の課題であり、子育てについてはこの報告資料に網羅されています。さらにこれを20市長の意見を踏まえて、まとめて国に対して要請していくのであれば内容もかなり具体的なので、大変インパクトがあり、実現に向けたとてもいい提言になるのではないかと思います。是非しっかりと取り組んでいただきたいし、私も一緒に取り組みたいと思いますので、よろしくお願ひします。

皆様、いかがですか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、次のプロジェクトです。「観光先進国実現プロジェクトにおける検討状況について」です。担当の清水さいたま市長より御報告をお願いいたします。

○さいたま市長 それでは、観光先進国実現プロジェクトの検討状況について御報告を申し上げたいと思います。

当プロジェクトにつきましては、観光を日本の基幹産業とし、地域経済の活性化及び日本全体の成長につなげていくため、観光先進国の実現に向けた政策を国に提案していこうというものでございます。

それでは、資料10を御覧いただきたいと思います。

第1回目の会議では、プロジェクトの趣旨などを踏まえまして、観光及び地方創生の直接の担い手であります指定都市として、提言項目を観光先進国の実現に向け重要な役割を担う観光関連産業の成長力の強化、また、観光客受け入れ体制の整備の2項目に絞って検討を進めていくこととさせていただきました。

また、第1回の会議では、参加市長さんからは、地方誘客を促進するためには、自治体連携による広域観光を推進することが必要、また、交通事業者を初めとする観光関連事業者への支援が必要、また、観光先進国として発展するに当たっては、特色ある文化的観光資源の活用や景観対策などが必要、Wi-Fiの利用環境の整備や決済環境の充実など、観光客の利便性の向上のための取組が必要などの御意見をいただきました。

こうした意見を踏まえまして論点を整理し、具体的な提言事項といたしまして、自治体連携による広域観光の推進、観光関連事業者への支援、魅力的な観光資源や景観の活用、観光客の利便性の向上の4項目を選定しまして、プロジェクトに参加している各市に意見照会を行うなど、国への提言に向けまして指定都市が抱える共通の課題について検討してまいりました。

具体的な検討内容でございますが、各項目について各市から上げられました現状、課題、国への期待についての御意見を踏まえ、提言の方向性として取りまとめました。本日開催いたしました第2回目のプロジェクト会議で参加市長さんから、次のような御意見がございました。

先般、文化芸術振興基本法の一部が改正をされまして、文化芸術基本法と名前が変わりまして、地方の文化振興について法律化されたわけでありますけれども、そうしたことも踏まえて持続可能な観光を実現するためには、文化的観光資源をまちづくりに活用することなどが必要。また、地方空港などを活用し、地方都市から大都市圏等に観光客を誘導するプラス・トーキョーの取組は指定都市共通の課題である。これはロンドンオリンピックのときにロンドンプラスという発想で、ロンドン、さらに地方都市へ行こうということでイギリスが行った施策だそうではありますが、逆にそれぞれの都市に行った後に東京に行くということで、プラス・トーキョーということでございます。また、各種の特色ある取組を十分に生かせる柔軟性のある財政支援が必要ではないかなどの御意見をいただきました。

お示しをいたしました提言の方向性に沿いまして、また、皆様方からいただいた御意見などを踏まえて、具体的な検討を行っていくことについて御了承をいただいたところでございます。今後、さらに提言内容について精査を行いながら、提言を取りまとめてまいりたいと思っております。

以上、私からの報告とさせていただきます。

○横浜市長 ありがとうございます。

この御報告に対して御意見、御質問はございますか。

○京都市長 W i - F i の課題ですけれども、京都などが進めてきまして、関西広域連合で共通した仕組みをつくり、それをかなり関西広域連合以外でも共有する仕組みができていますので、その辺の説明をきちっとしていなかったのかなと思うんですけれども、国への提言はその辺も加味しておいてもらえたらと思います。自治体先行で観光庁等と連携し、また警察とも連携しながらセキュリティ対策も含めて進んでおりますので、その点をよろしくお願ひしたいと思っています。

○横浜市長 よろしいですか、清水市長。

○さいたま市長 参考に使っていただきたいと思います。

○新潟市長 先ほどのプラス・トーキョー運動、これを今新潟が提唱しているわけなんですけれども、ロンドンオリンピックのときにはロンドン・プラス・グラスゴーとか、ロンドン・プラス・リバプールとか、ロンドン以外の1地域を楽しみましょうという運動、そして文化プログラム、4年間で10数万件やりますというので、ロンドンばかりという不満、批判を和らげたわけですけれども、文化プログラムの方は下村文科大臣のときに20万件というすごい件数を公約したと。それはそれなりに進んでいると思いますけれども、ロンドン・プラスに匹敵するような運動、我々は地域をベースにして、見たい競技のときだけ東京に行っていただく、それを新潟プラス・トーキョー運動というふうに名づけて、国際空港、新潟空港から入っていただいて、例えば越後湯沢ですとさいたまスーパーアリーナまでほんのすぐ、東京の大混雑しているホテルなどに泊まっていただくよりも、日本の地方を楽しんでいただいて、そして新幹線などでつながっている日本の交通利便性をしっかり味わっていただき、競技が終わったらできるだけ早く新潟にお戻りいただくという新潟プラス・トーキョー運動、これはどこでもほとんどできることだと思っているので、こんなものをひとつ全国のウエーブにしていく、そのために指定都市市長会が音頭をとるみたいなことがあってもいいのかなと思っています。

○横浜市長 どうぞ、松井市長。

○広島市長 ここでは二次交通についての支援策が書いてあるんですけども、実は広島は瀬戸内海に面しております、二次交通に陸路プラス海路、海の道といいますか、川の道、それらは業者が経営について、どうも陸路と海が本質的に違うところがありますので、その業者の特性に応じた支援策といいますとか、工夫も要るんですけども、それを少し芽出ししていただいて、一律ではなくそれぞれ工夫をする、もちろん地元でもやりませうけれども、支援体制とか改善のための方策を少し丁寧にやってもらうように提言していただくとうれしいなと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。

どうぞ、門川市長。

○京都市長 東京オリパラ、随分盛り上がってきたんですけども、その翌年に関西全体でワールドマスターズゲームズ2021が開催されます。4年に一度の30歳以上の生涯スポーツであります。今年はおークランドで行われました。その前は4年前にイタリアのトリノで行われました。選手の数オリンピックの三、四倍であります。合計で5万人が参加し、関西全域プラス関西広域連合に入っている徳島、鳥取も含めて行われるということで、オリンピック以後も大事ですので、先ほどの大阪万博の決議に東京オリパラの次にワールドマスターズゲームズ2021関西というのを追記してもらったんですけども、まだまだ認知度が低いんですね。これから長寿社会、健康長寿ですので、オリンピックプラスワールドマスターズゲームズをよろしくお願ひしたいと思っています。

○横浜市長 ありがとうございます。

その他はございますか。

では、私から少し申し上げたいと思います。今の篠田新潟市長の「プラス・トーキー」のお話ですが、非常にいいと思います。以前、当時の下村文部科学大臣から東京オリンピック・パラリンピックまでに各基礎自治体は文化・芸術分野を盛り上げていってくださいとのお話がありました。ただ、私自身の印象かもしれませんが、各自治体の文化・芸術の取組がそれほどつながって行われていない感じがします。今日のお昼に皆様から各都

市の色々と魅力的なイベントを御紹介いただき、先ほど篠田新潟市長から新潟市とさいたま市のつながりについて御説明いただきました。指定都市の中で一度若い職員に集まっていただき、どうしたら各自治体がつながって取り組んでいけるのかということ、国への提言とは別に、一度考えてみたいと思いました。いかがでしょうか。

○さいたま市長　そうですね。

○横浜市長　今の私からの提案は、全基礎自治体に対しての提言でもあると思いますが、とても面白いかもしれません。川崎と横浜は隣同士で既に色々取り組んでいますが、つながれるところはできるだけつながれるのではないかと思います。では、この私からの提案については、今後事務方で御相談いたします。

それでは、この件についてもよろしいですか。

大変ありがとうございました。

それでは次に、特命担当市長からの御報告でございます。「災害対応法制の見直しについて」、御担当の奥山仙台市長からよろしく申し上げます。

○仙台市長　私からは、昨年来、指定都市と道府県間で災害救助のあり方を協議しております実務検討会におきまして、内閣府から合意方式案が提示をされまして、指定都市市長会として議論を求められてまいりましたこと、また、あわせて去る6月30日でございますけれども、そこでの議論を取りまとめました中間報告が公表されましたので、その概要につきまして資料11により御報告をさせていただきたいと存じます。

資料11の1に書いてありますけれども、災害救助法の権限の移譲を求める指定都市市長会の活動といたしましては、平成8年の阪神・淡路大震災を踏まえた要請が実質的なスタートでございまして、東日本大震災後はその教訓を加えまして要請活動を重ねてまいりましたが、その資料のところにもございますように、平成27年1月の閣議決定にありますように、これまで国、また全国知事会は、いわばかたくなな姿勢とでもいうふうに申しましたように、なかなかこうした指定都市の要望を正面から議論の俎上に上げるということにはなかったように受けとめてございました。そうした中、熊本地震が昨年ございまして、それを受けました私どもの再度、三たびと言ったらいいんでしょうか、内閣官房長官や防災担当大臣への三たびの要請を機に、その他、会を挙げての活動もございまして、昨年末から

はようようその実務検討会が開催されるに至ったわけでございます。

その経緯や議論の内容などは資料の2項目名にありますとおり、別添の中間整理として取りまとめられたところでございます。概要につきましては参考資料1にまとめているところでございますけれども、基本姿勢の部分で若干復習になりますが、おさらいをしてみますと、指定都市といたしましては、救助基準の適合性等の判断権限がないことが迅速な救助を阻害するということがあり、事務の委任では支障がある、このような考え方の立場でありますし、一方、都道府県は、現行制度で事務委任により対応は可能、都道府県の広域調整機能及び資源配分機能を損なう、このような主張ということで、いわば根本から平行線であったというようなところございました。

そういうことで、実務検討会では、当初から両者の見解が平行線をたどっていたところでもございましたけれども、今年度4月に入りまして内閣府から合意方式による解決も議論の選択肢に加えられないかとの示唆がございまして、さらに、前回6月の実務検討会では、この合意方式に関して議論してほしいと、知事会、また私ども指定都市市長会、それぞれに正式に依頼があったところがございます。

この合意方式の趣旨は、さきの広島会議においても若干その意味を事前に御報告しておりましたが、権限移譲を希望する指定都市の市長が個別に知事と事前協議をし、双方が合意できた場合にのみ救助権限を移譲するというものでありまして、内閣府はその提案の理由として、指定都市は機能や能力などにおいて格別の実態を有すると、いわば私どもの要望の根拠を認めてくださった一方、包括道府県との関係が都市によって異なるといったようなことを挙げているものでございます。

なお、内閣府からのお言葉といたしましては、今はこれがベストだと内閣府としては一応考えているけれども、それぞれ两会において直ちに受け入れられるということではないかもしれない、したがって、検討における1つの選択肢として扱ってもらえればといったような趣旨のお考えも示されたところがございます。

この合意方式でありますけれども、双方の合意なくして権限移譲を受けられないという点があるわけでありまして、20市一律の移譲を求めてきた指定都市市長会の主張とは根本的に異なるところがあるわけがございますけれども、形としてはそういうことで私どもの要望に沿うということの結論ではないわけでありまして、指定都市が救助の主体になり得ると、その能力を初めて国が判断したという点では、実は大きな一歩を踏まえたものであるというふうにも私としては受けとめているところがございます。これまで何度も現行制

度の中で十分と言っておりました国のそうした姿勢を、今回のその検討の会議の中で、国も議論に入る中で整理をするということで転換をしてきたということでありまして、実に長年にわたる指定都市市長会の活動の中では大きな一歩であったと考えてございます。

しかしながら、内閣府に対しましては、指定都市市長会としては一律移譲を求めるのが基本である、この基本についてはやはりお答えをせねばならないと考えるところでありまして、この間、実務検討会の開催など、いろいろ御尽力いただいたことへの感謝というのは私としても強く持っているところではございまして、そうした尽力への謝意を表しながら、先ほどの評価についてもお伝えをし、引き続き実務検討会の場において早期の解決に向けて、さらに今回内閣府が示された包括道府県との具体的な関係の実態について、さらに踏み込んだ建設的な議論が展開されるよう協力を要請していくということが今後の会の方向性としてとり得る1つの道ではないかと私としては考えたところでございます。

本日、議題ということにはなってございませんけれども、今後の道筋の中でどのような観点を踏まえるべきかにつきまして、限られた時間ではございますが、構成各市長の皆様から御意見を賜れば幸いです。よろしく願いいたします。

○横浜市長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのお話に御意見、御質問を頂戴したいと思います。

全国知事会では、基本的に権限移譲は全く考えられないので、これには合意できないという基本的な考え方ですよね。奥山仙台市長、そういう言い方ということによろしいですか。

○仙台市長 そうですね。基本、メンバーそれぞれの中にはいろいろな合意、お考えの知事はおいでになると思いますけれども、知事会の総意としては、広域調整という立場からして、現状での一律の移譲ということは考えられないというお立場ですね。

○横浜市長 指定都市市長会としては、先ほど奥山仙台市長が御説明したように、20市一律の移譲を求めてきたところですが、内閣府からはこの合意方式を提案していただきましたが、県と指定都市双方に意見がある状況です。私から申し上げてしまいますが、これについては実務検討会で議論を継続し、議論の状況に応じて権限移譲の方法について指定都市

市長会として改めて検討していくことかと思えます。そういう方向でよろしいですか。もう少し時間をかけていかないと難しいと思えます。

福田市長、どうぞ。

○川崎市長 ちょっと確認をさせていただきたいのですが、これは政令指定都市への対応なので、いわゆる政令市を含まない県知事の皆さんは、別にこの話はある意味関係ないという感じなのでしょうか。それとも、県知事さんたちそれぞれがみんな反対と言っていることなのでしょうか。どういう状況なのでしょうか。

○仙台市長 私もお1人お1人にお聞きしたわけではないのですが、もちろん政令指定都市をお持ちでない知事さん方にとっては、この法律というか、私どもの要請そのものは対岸の火事的な要素は若干あるとお思いだと思います。ただ、その知事さんの中でも、やはり広域的な調整というものを優位に見て譲るべきではないという理論的なお考えに立たれる方と、一方、しかし、政令指定都市の持っている力を実際に活用しないのは大規模災害の規模が大きくなればなるほどマイナスの面が大きいだらうという実感を持っている方もいらっしゃるというふうには伺っております。

○川崎市長 ありがとうございます。

○横浜市長 総意としてはまとまっていないわけですね。

○仙台市長 そうですね。

○横浜市長 もう少し時間をかけて議論しなくてはならない問題だと思いますので、それでよろしいですか。

前向きに進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○名古屋市市長 ちょっと一言だけ、済みません。本当はさっき大臣懇談会のときに言わないといけなかったが、マイナンバーカードを決済取引に使うということをえらく簡単に言

われましたけれども、キャッシュカードに使うとか、これは全く異次元に突入するのであって、銀行の人が全部マイナンバーを知ることになるわけです。決済取引に使えばその人が知ることになるわけです。そういうのを漏らすと罰則を受けることとなり、また、これはいわば社会主義的な発想なので、どういうつもりなんだということです。住基カードについては、名古屋でも2億ぐらい使っていると思いますが、自治体に対しあれは何がよかったんだということをちゃんと総括してもらってからやってもらわないといかんと思います。それをちょっと言うておいてください。必ずこの指定都市市長会に負担がかかることになります。ポイントを合わせるようなことを言うておられましたが、誰がどうやってやるのかわかりませんが、これは実は恐ろしい話ですよ。

それと、松井市長がさっきマジックがあるのではないかと言われたが、お金は名古屋市の職員が1割総人件費を減らしたんです。180億円のうち110億円は減税で、あと数十億円、これを使っています。これから是非来ていただくといいんだけど、アメリカのケンタッキーのルイビルで10年間アメリカのスクールカウンセラーをやった日本人がいる。高原さんという方が今名古屋に来ており、アドバイスをいただいているので、是非一遍見に……。

○広島市長 わかりました。財源がないからどうしようかなと。

○名古屋市長 一遍見に来てちょうだいよ。本当に。

○広島市長 わかりました。

○横浜市長 ありがとうございます。

では、河村市長、最初の方のお話は私に預らせていただいて、きちっとお返事をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、事務局から2点続けて御報告をお願いします。

○事務局長 1点目ですが、要請活動の実施経過について御報告いたします。資料12をお願いいたします。

本年5月23日に開催しました指定都市サミットin広島以降に実施した要請活動等の実績

についてまとめた資料になります。一覧にございますように、経済財政運営と改革の基本方針2017に対する提案につきましては、5月30日に林会長が菅官房長官に要請を行いました。また、生活保護制度の改正についての提言について、6月19日に大阪市の鍵田副市長が厚生労働省の定塚社会・援護局長に要請を行いました。さらに、身寄りのない独居死亡人の遺留金の取り扱いに関する要請につきましては、7月6日に久元神戸市長が盛山法務副大臣に要請を行いました。その他の要請活動につきましては、先ほどの部会報告の中で各市長様から御報告があったとおりでございます。要請活動の詳細につきましては2ページ以降に記載しております。1点目の報告は以上でございます。

続きまして、2点目の報告ですが、次回の市長会議の開催日程についてです。次回、第44回指定都市市長会議を12月25日月曜日に東京で開催いたします。詳細につきましては今後御連絡しますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。

久元市長、恐れ入ります、要請活動についての補足は何かございますか。

○神戸市長 遺留金の問題につきましては、よく問題の所在を理解していただいております。しかしながら、具体的な道筋につきましては、これから検討を法務省、それからこれは財務のことになりますので総務省とも相談するということになっております。既に法務省から総務省には連絡がいております。両省で協議をしてもらうことになっております。

○横浜市長 ありがとうございます。

皆様、御協力ありがとうございました。これで本日予定していた案件は全て終了です。全体を通して何かございますか。

特にないようですので、それでは、本当に寂しく悲しい御報告というか、皆さん御承知のとおり、奥山仙台市長におかれましては、今回が最後の市長会議の御出席になられます。奥山仙台市長におかれましては、副会長をお務めいただき、指定都市市長会の運営に大変御尽力いただきました。そして何よりも東日本大震災という大災害からの復興の陣頭指揮をとられ、こんな細いお身体で仙台市民の皆様に変な御尽力をなされて、本当に私

はただただ感銘しておりました。就任したのが1週間違いだったこともあり、双子の姉妹という気持ちでやらせていただいております、私も教えていただくことも大変多うございました。

また、その厳しい震災の御体験を指定都市に還元するように、災害復興の特命担当としても本当に御活躍いただきました。おかげさまで広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画も策定されました。その後の熊本地震において初めて適用され、熊本市への円滑、そして迅速な支援の実施につなげることができました。本当に感謝申し上げたいと思います。これまでの指定都市市長会での御尽力に本当に御礼を申し上げます。私は本当に寂しくてなりません、これからもお元気で御活躍いただきたいと思います。

それでは、奥山仙台市長に御挨拶をお願いしたいと思います。

○仙台市長 林会長からは大変御丁寧なお言葉を賜りまして、恐縮でございます。

8年前に就任をさせていただきましたから、指定都市市長会の各市長さんにおかれましては、本当に御指導、また御協力、連携などさせていただきました、心から感謝申し上げます。あわせて、何よりも大きなことは、東日本大震災の際に指定都市を挙げて御支援をいただいたことございまして、札幌市消防局からヘリコプターで指揮隊をお願いしたことを初め、本当に水道、下水道、都市整備等、さまざまな分野において専門的なチームを派遣していただきましたし、また、避難所運営や瓦れき処理といったところでも専門的な知見をたくさん提供していただきました。また、長期の事務処理について、3年間にわたり職員を多数仙台市に派遣していただいたことも心から感謝を申し上げるところでございます。おかげさまで復興事業についてはおおむね進捗してきたということで、心から安心していただきますようにという御報告ができることを幸せに思っております。

政令指定都市、まだまだ課題山積の状況でございますので、各市長の皆様におかれましては、健康に御留意の上、なお市政の推進に御尽力を賜りますよう、粗辞でございますが、祈念させていただきます、御礼の言葉とさせていただきます。大変お世話になりました、ありがとうございました。(拍手)

○横浜市長 奥山市長、本当にありがとうございました。これからもお元気に御活躍していただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第43回指定都市市長会議を終了させていただきます。皆

様、本当にお疲れさまでした。

午後 4 時55分閉会